

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査、定例監査及び財政援助団体等監査
開催日時
令和5年12月26日（火） 午後1時25分から午後4時45分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他18名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和5年11月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（生涯学習課） 定例監査結果（別紙のとおり） (3) 財政援助団体監査（スクルドエンジェル保育室北名古屋園） 財政援助団体監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3150 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月1日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

生涯学習課

対象期間 令和5年4月1日から令和5年12月26日までの所管事務

実施期間 令和5年12月1日から令和5年12月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

生涯学習課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜生涯学習課＞

主な所管事務は、社会教育委員、青少年及び成人教育の振興、家庭教育の推進、児童生徒の放課後又は学校休業日の学習その他の活動、社会教育関係団体、社会教育資

料の刊行及び配布、芸術及び文化の振興、ユネスコ活動、公民館、図書館、歴史民俗資料館、文化勤労会館、視聴覚教育、文化財保護審議会、文化財の調査、保存及び保護、文化関係団体の育成、市史等編さんに関する事務である。

(1) 収入事務について

ア 過年度放課後子ども教室運営業務委託料返還金について、返済計画が立てられないまま現在に至っており、令和4年度及び令和5年度は現地調査を実施していなかった。債務者宅を訪問するなど債務者と直接面会した上で、実効性の高い債権の回収事務に努められたい。

イ 歴史民俗資料館で頒布する冊子等について、在庫管理を適切に行うとともに、今後作成を発注するものについては過剰な在庫数が生じないように、頒布見込数を精査されたい。

(2) 契約事務について

放課後子ども教室運営業務委託について、業務委託契約の相手方と委託業務の従事者との間で個人情報の保護等に関する取り決めを書面で行っていない団体があった。

(3) その他

事務全般において、受付印の押印漏れや書類の記載漏れが散見された。

意 見

社会教育関係団体活動費補助金は補助対象年度の活動に対し交付するものであり、補助金額の算定にあたっては公益性及び公平性確保の観点から対象経費について十分に精査した上で必要最小限の補助とするべきものである。補助金が実質的に団体の内部留保に充当されることがないように、補助金の交付決定においては活動計画や補助対象年度の収支計画等の内容を適切に確認されたい。

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月1日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

株式会社スクルドアンドカンパニースクルドエンジェル保育室北名古屋園（以下「スクルドエンジェル保育室北名古屋園」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務で、主として令和5年度執行の事務

2 監査の期間

令和5年12月7日から令和5年12月26日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体（スクルドエンジェル保育室北名古屋園）を所管している福祉部児童課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した範囲において、児童課及びスクルドエンジェル保育室北名古屋園の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部においては是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（スクルドエンジェル保育室北名古屋園）の概要及び補助金並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査団体の概要

【設立】

ア 株式会社スクルドアンドカンパニー

東京都中央区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング4F

平成19年設立

イ スクルドエンジェル保育室北名古屋園

北名古屋市高田寺東の川34番地

平成28年6月29日事業認可

平成28年10月1日株式会社スクルドアンドカンパニーの小規模認可保育園として開所

【定員・職員数】

定員：19人（11/1現在18人契約） 職員数：12人

【事業内容】

小規模保育事業、延長保育事業

【R4年度財務諸表の概要】

純利益 △345,082,000円（赤字転換）

利益剰余金 293,082,000円（対前年56.44%減）

総資産 3,989,406,000円（対前年53.86%減）

(2) 補助金

ア 根拠法令

子ども・子育て支援法

北名古屋市延長保育事業（委託型）実施要綱

イ 助成の種類と推移

（単位：円）

年度 \ 助成の種類	北名古屋市私立保育所等給食費軽減対策補助金
令和5年度（11/1現在）	112,500
令和4年度	179,880
令和3年度	-
令和2年度	-
令和元年度	-

年度 \ 助成の種類	北名古屋市延長保育事業（委託型）委託
令和 5 年度（11/1 現在）	12,000
令和 4 年度	2,000
令和 3 年度	388,000
令和 2 年度	374,000
令和元年度	48,000

年度 \ 助成の種類	地域型保育給付費
令和 5 年度（11/1 現在）	21,442,110
令和 4 年度	44,554,080
令和 3 年度	42,300,680
令和 2 年度	47,211,630
令和元年度	36,751,630

(3) 監査の結果

<スクルドエンジェル保育室北名古屋園>

交付した補助金額に影響はなかったが、児童課へ提出する書類の一部に記載誤りや記載漏れがあった。

意 見

事業所と利用者が交わす契約書の記載事項の見直しを適宜行い、改善すべき事項が見受けられる場合には法令等に則り所要の修正を行うことを検討されたい。

<所管課：児童課>

地域型保育給付費の加算部分の申請について、申請書の提出年月の記載があったものの、提出日が空欄のまま受領していた。法人より書類の提出があった際は記載内容を確認し、不備があれば訂正を指示されたい。